

児童手当改正（拡充）のお知らせ



※児童手当制度が令和6年10月分から変わります

1. 主な変更

○予定されている主な変更内容は下表のとおりです。

主な変更	改正（拡充）前 ＜令和6年9月分まで＞	改正（拡充）後 ＜令和6年10月分から＞
支給対象	中学校終了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで) を養育している方	高校生年代までの児童 (18歳到達後の最初の年度末まで) を養育している方
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	○3歳未満 一律：15,000円 ○3歳～小学校終了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ○中学生 一律：10,000円 ○所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 一律：5,000円 (特例給付) ○所得上限限度額以上：支給なし	○3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ○3歳～ 高校生年代 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支給月	3回（各前月までの4ヶ月分を支払） 10月分～1月分 ➡ 2月 2月分～5月分 ➡ 6月 6月分～9月分 ➡ 10月	6回(偶数月) （各前月までの2ヶ月分を支払） 10・11月分 ➡ 12月 12・1月分 ➡ 2月 2・3月分 ➡ 4月 4・5月分 ➡ 6月 6・7月分 ➡ 8月 8・9月分 ➡ 10月 ※町では支給月の15日(土日祝日の場合は、直前の平日)に振り込みます。
多子加算の 算定対象 (カウント方法)	18歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童 + 高校生年代までの児童の兄弟等で次の子を追加 児童手当受給者に経済的な負担等がある 18歳年度末以降～22歳年度末までの子

2. 今回の改正（拡充）で、手続きが必要な方

手続きが必要な方	手続き方法・書類
① 中学生以下の児童を養育しておらず、 高校生年代の児童を養育している方 ② 所得上限限度額超過で児童手当(特例給付) の支給対象外である方	☐ 児童手当認定請求書 【必要な添付書類】 ・ 本人確認書類(「マイナンバーカード(両名)」 又は「個人番号確認書類+身元確認書類」) ・ 請求者名義の通帳又はキャッシュカード ※請求者が国家公務員共済又は地方公務員共済の組合員の方は健康保険証の写し(記号・番号を黒塗り 等で被覆)も添付
③ 児童手当を受給中で、高校生年代の児童を養育 している方	☐ 額改定認定請求書 【必要な添付書類】 請求者の本人確認書類
④ 新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末 以降22歳年度末までの子と高校生年代までの 児童の合計人数が3人以上の方 ※新たに児童手当の対象となる方だけでなく、 現在、受給中で該当する方も提出が必要です。	☐ 監護相当・生計費の負担についての確認書 ※経済的な負担等があることの確認書類を求める場 合があります。

※対象となる児童と別居している場合は、別居監護申立書の提出が必要となります。

3.改正(拡充)で新たに対象となる方の手続きの期限

令和6年10月15日(火)まで
【最終期限】令和7年3月31日まで

手続き書類を令和6年10月15日までにご提出ください。この期限までに「児童手当認定請求書」の提出がない場合(*手当が認定される方)は、令和6年10・11月分の手当の支給月は、令和6年12月ではなく、令和7年1月以降になります。同様に「監護相当・生計費の負担についての確認書」についても、提出がない場合は、改正(拡充)後の多子加算額の適用がない手当額が支給されます。

なお、改正(拡充)に係る手続きの最終期限は、令和7年3月31日です。**最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分に遡及しての手当の支給・多子加算の適用はできません(手当の支給・多子加算の適用は、認定請求書や確認書を町で受け付けした月の翌月分からとなります。)**

4.提出方法・提出先

	提出方法	手続き先
令和6年9月から	郵送	<送付先> 〒847-1421 東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 玄海町役場 こども・ほけん課 児童手当担当 ※郵送代は、個人の負担となります。
	窓口	玄海町役場 1階 こども・ほけん課 ※値賀出張所では受け付けていません。

◆令和6年9月30日以前に転出される場合は、転出先の自治体で手続きを行ってください。

今回の改正(拡充)で手続きが不要な方

手続きが不要な方

現在、受給中で中学生以下の児童のみを養育している方で

- ① 多子加算を受けていて、改正(拡充)後、手当額が増額する方
- ② 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満で特例給付を受けている方

※児童が施設に入所しているなどの場合は、原則、施設設置者等に支給されます。

公務員の方

児童の保護者(生計の中心者)が公務員の場合は、勤務先(所属庁)が児童手当の手続き先です。今回の改正(拡充)に伴う手続きは、町ではなく勤務先(所属庁)で行ってください。なお、手続きの時期等は、それぞれの勤務先(所属庁)へお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

玄海町役場 こども・ほけん課 こども係 児童手当担当

TEL 0955-52-2159 (平日8:30~17:15)